

とまっ得おたるクーポン事業者募集要項

本募集要項は、「とまっ得おたるクーポン」事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、とまっ得おたるクーポン事業への参画事業者の募集を実施するに当たり必要な事項を定めるものであり、本要項に定めのない事項については実施要綱を準用するものとします。（とまっ得おたる事業の事業者募集につきましては、別途、宿泊施設誘客促進事業費補助金事業者募集要項を参照ください。）

1. 募集対象者

対象事業者は次の各号のいずれかに該当する者とし、北海道が定めた「新北海道スタイル」の構築に向けた取組を実施しているもののうち、感染予防の対策に継続的に取り組むものなど、観光客に安心してもらえる環境を提供するものに限る。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号、第5号及び同条第5項に規定する店舗の営業を行う者は、本事業の対象外とする。

- (1) とまっ得おたる対象施設及び施設内の店舗
- (2) 市内飲食店のうち、次の要件のいずれにも該当するもの
 - ア 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の規定による営業許可を受けている者
 - イ 飲食店としての営業の実態がある者
- (3) 市内土産店のうち、主として観光客向けの商品を販売しているもの
- (4) 市内のタクシー、レンタカー、観光バス等の交通事業者
- (5) 市内の観光施設、アクティビティ事業者
- (6) その他対象事業者として事務局が適当と認める者

2. クーポン利用可能施設の登録申請

事務局が指定する様式で、必要書類を提出し、参画事業者としての登録を申請するものとする。申請及び請求は、インターネット申請を原則とするが、インターネット環境が無いなどやむを得ない事情がある場合は、事務局へ連絡の上、次の各号に掲げる書類を期限までに提出することとする。

- (1) とまっ得おたるクーポン事業参加登録申請書（様式第1号）、委任状（様式第2号※事務局が必要と判断した場合のみ）
- (2) 口座確認書（様式第3号）
- (3) 前号に記載した指定口座通帳の写し
- (4) 「新北海道スタイル安心宣言」の写し
- (5) 営業実態がわかる店舗外観及び内観の画像
- (6) その他事務局が必要と認める書類

※1 とまっ得おたるに参画した事業者は、(4)、(5)、(6)の提出を省略することができる。

※2 「飲食店における感染防止対策の認証制度（通称、第三者認証制度）」で認証されている飲食店は、認証書の提出により、(4)、(5)、(6)の提出を省略することができる。

3. 申請書提出期限

(第1次締切日) 令和4年8月15日(月)

※上記締切日以降の申請については、別途市と事務局が定める期日まで受け付ける。

4. クーポン利用可能施設の登録

事務局は、応募した事業者を審査の上、「とまっ得おたるクーポン」加盟店登録証(以下「登録証」という。)を交付する。また、店頭掲示用のステッカー等のツールを事業者へ郵送する。

5. クーポンの使用範囲

- (1) クーポンは、登録証が交付された登録店との間における特定取引において使用することができる。
- (2) クーポンの使用期限は、券面に記載された日(チェックインの日)から数えて6日目の日までとし、券面に使用期限の記載が無いものや、もぎりが切り取られたものは無効券となる。
- (3) クーポンは、宿泊代金の精算には利用できない。
- (4) 特定取引に使用されたクーポンの額面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、当該超過額(釣銭)に相当する金銭の支払は行われぬものとする。
- (5) クーポンは、譲渡、転売、換金、払い戻し及び再発行することができない。
- (6) クーポンは、次のものには使用することができない。
 - 国又は地方公共団体等への公共料金等の支払(税金、電気代、ガス代、水道代等)
 - 消費に当たらない取引(出資、有価証券の購入、債務の支払い、保険診療対象となる医療費、処方箋により処方された薬代、現金との換金、金融機関への預け入れ等)
 - 換金性があり、かつ、広域的に流通し得るものを購入する取引(商品券、ビール券、酒券、図書券、プリペイドカード、ハガキ、印紙、切手、電子マネー、宝くじ、パチンコ等)
 - たばこの購入
 - その他、小樽市が不相当と認める場合

6. 登録店の責務

- (1) 登録店は、特定取引においてクーポンの受け取りを拒んではならないこと。
- (2) クーポンの譲渡、転売、換金及び払い戻しを行ってはならないこと。
- (3) 事務局と適切な連携体制を構築し、実施要綱及び募集要項に定める事項を遵守しなければならない。
- (4) 事務局は、登録店が前項に反する行為を行ったときは、当該登録店の登録を取り消すことができる。

7. 利用登録店におけるクーポンの換金手続

- (1) 事務局は、特定取引においてクーポンが使用された場合は、当該登録店に対し、その額面金額に相当する金銭を支払うものとする。

- (2) 登録店は事務局に対して、特定取引において受け取ったクーポンを提出し、換金手続きの請求を行う。様式及び換金の回数については、市と事務局が協議の上、別途定める。
- (3) 請求は市が別途定める期日までに申し出なければならない。
- (4) いかなる理由があっても、期日までに事務局に対して請求が行われなかった場合、登録店は換金手続きの請求を放棄したものとみなす。

8. お問い合わせ

とまっ得おたる事務局 TEL : 0134-61-6875

(土・日・祝を除く 10 : 00～17 : 00)